

特別相談プロジェクト こども

東京三会復旧復興本部 特別相談PT(こども) 第二東京弁護士会
大谷 惣一

第1 はじめに

第二東京弁護士会子どもの権利に関する委員会では、震災後、「被災子ども支援プロジェクトチーム」を立ち上げ、同PTにおいて、被災した子どもに対する支援を行うこととなった。

第2 具体的支援内容

1 「キッズひまわりホットライン」の開設等

第二東京弁護士会子どもの権利委員会では、「子どもの悩みごと相談」との名称の常設相談窓口を設置しているが、同窓口には震災特有の相談が寄せられることが想定された。

そこで、かかる相談に対応するため、各弁護士会・弁護士有志等が開催した相談会で寄せられた相談内容を分析するとともに、阪神大震災での相談事例も踏まえ、①子どもの転学手続、②就学を支援するための制度の概要、③扶養・養育を支援する制度の概要、④未成年後見等の諸点についてQ&A(「震災に関する子どもの悩みごと相談Q&A」)を

作成し、「子どもの悩みごと相談」相談担当者に周知し、かつ、平成23年4月26日及び5月20日に、同Q&Aについての説明会を行った。

また、相談者の通話料負担をなくしアクセスを容易にするため、別途、フリーダイヤルの回線を設置し、相談窓口の名称を「キッズひまわりホットライン」とすることとした。

2 相談担当者派遣

各地で行われた被災者向け法律相談会において、子どもに関する相談に対応できる要員が必要であるとの観点から、以下のとおり相談担当者を派遣することとした。

(1) ビッグパレット

2011年6月12日から28日の間の計5日、東京三会で実施した郡山市所在避難所ビッグパレットでの避難所相談会の当会の派遣担当日に1名同行する形で、子どもの相談担当者を派遣した。

(2) 東京各所の避難所

2011年7月9日から定期的に行われた東雲公務員宿舎(避難所)での相談会に相談担当者を派遣した。また、同所では、同年9月4日、ボランティア団体が主催した「工作教室祭り」と連携をして子どもに関する相談会も実施した。

2011年8月7日、文京区の原因賠償問題の説明会・相談会に相談担当者を派遣した。

3 原発事故関係

上記1、2の活動において寄せられた相談の中には、原発事故に起因する放射線被曝が子どもに与える影響や、将来健康被害が発生した場合に備え現在行うべきことはないか、等といった相談が寄せられたため、次の対応を行った。

(1) 原発事故による健康被害に関する基礎知識集の作成

相談担当者のもとより放射線医学等に関する専門家ではなく、放射線被曝による健康被害に関



キッズひまわり
ホットライン

第二東京弁護士会 子どもの悩みごと無料電話相談

- ・転校先の学校になじめない。
- ・学費の援助はしてもらえないの？
- ・子どもに関する大人からの相談もどうぞ。
- ・教科書や制服はあたらしくもらえるの？
- ・ひとりぼっちになってしまった親せきの子どもを引き取りたい。

毎週 火・木・金曜日 午後3時～5時

0120-311-258

(フリーダイヤル・携帯電話からも無料でかけられます。)

弁護士がお答えします。秘密は絶対に守ります。

東京三弁護士会館での面接相談もあります。電話03-3581-2257でご予約ください。

する質問について責任のある回答を行うことはできない。しかしながら、放射線、健康被害のメカニズム、広島・長崎の被爆者の追跡調査等から得られた科学的知見について基礎的な知識を伝えることで些かなりとも不安を軽減できる可能性も考え、これらの点についてまとめた「原発事故による健康被害に関する基礎知識集」を作成し、相談担当者に周知するとともに、子どもの悩みごと相談の電話ブースに設置した。

(2) 原発賠償に関する質問対応メモの作成

また、原子力損害の賠償に関する質問がなされた場合に備え、原子力損害賠償制度、中間指針、東電に対する直接請求の方法などを纏めた、「原発賠償に関する質問対応メモ」を作成し、相談担当者に周知するとともに、子どもの悩みごと相談の電話ブースに設置した。

(3) 被災者ノート子ども版（仮題）の作成

加えて、子どもが放射線被曝により将来的に健康被害が生じた場合に備え、因果関係の立証に資することを目的として、原発事故直後の行動記録、飲食物等の摂取状況、周辺の放射線量などを記録・整理しておくためのノートを作成した。

当該ノートの活用方法については、現在も検討中である。

4 その他調査活動等

都内5か所（武道館、味の素スタジアム、ビッグサイト、赤坂プリンスホテル、BumB 東京スポーツ文化館）の避難所を訪問し、子どもが置かれた状況について視察するとともに、子どもに関する法律相談のニーズについても聴取した。また、上記「子どもの悩みごと相談」「キッズひまわりホットライン」のチラシを配布し広報した。

震災孤児支援について、未成年後見の問題点などについて勉強会を開催するとともに、日本ユニセフ協会とも連携を図った。

福島県弁護士会、仙台弁護士会の子どもの権利委員会の委員と、情報交換し、被災地において子どもの権利についてどのような支援のニーズがあるか聴取した。本PTからは、「震災に関する子どもの悩みごと相談 Q&A」を提供し、福島弁護士会はこれに独自のアレンジを加え使用したと聞いている。

